

平成 16 年 10 月 12 日

各 位

国際石油開発株式会社  
代表取締役社長 松尾 邦彦  
(コード番号：1604)  
問合せ先：広報室長 井上 裕  
(電話：03-5448-1201)

### 種類株式の発行のお知らせ

平成 16 年 10 月 12 日開催の取締役会において、石油公団を引受先とする当社甲種類株式の発行に関し決議しましたのでお知らせいたします。甲種類株式の発行要項、概要等は、下記のとおりです。

#### 記

#### 1. 甲種類株式発行の理由

甲種類株式は平成15年3月に総合資源エネルギー調査会答申「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針」(以下「答申」という。)において、当社が中核的企業を構成すべきものと位置づけられ、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待されており、かかる観点から、同答申をうけて、短期的な資金回収や外資等による経営支配などの可能性を排除しつつ、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性が高く必要最小限の措置として発行されるものであります。

当社としては、答申の考え方を踏まえつつ、甲種類株式が当社にとっても敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられること、ナショナル・フラッグ・カンパニーとしての位置付けが明確化されることにより対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できることなどから、当社上場の前提として石油公団と甲種類株式の発行を合意し、かかる合意を踏まえ、今般、甲種類株式を発行することといたしました。

#### 2. 甲種類株式発行要項

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社甲種類株式  |
| (2) 発行株式数 | 1 株  |
| (3) 発行価額  | 1 株当たりの発行価額は 1 円以上で当社の東京証券取引所への上場のために行われる当社普通株式の売出しにおける売出価格と同一の額とし、平成 16 年 11 月 8 日(月)に決定する。 |
| (4) 発行方法  | 第三者割当ての方法により、石油公団に甲種類株式 1 株を割り当てる。   |
| (5) 発行年月日 | 平成 16 年 11 月 17 日(水)   |

なお、甲種類株式の上場の予定はありません。

#### 3. 甲種類株式の概要

##### (1)甲種類株主総会の決議を要する事項

以下の当社経営上の一定の重要事項の決定については、当社普通株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る甲種類株主総会の決議を要する旨、当社定款に定められております。

##### 取締役の選解任

取締役の選任又は解任にかかる当社普通株主総会決議時点において、当社の普通株式に

ご注意：本記者発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものでも、日本におけるいかなる有価証券の公募を構成するものでもありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売出自論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に米国内で公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。

かかる総株主の議決権の100分の20以上を国、石油公団又は国が全額出資する独立行政法人（以下「公的主体」という。）以外の単一の株主又は単一の株主と当社定款において定義するその「共同保有者」（以下かかる単一の株主又は単一の株主とその共同保有者を「非公的主体」という。）が保有していた場合における、当社の取締役の選任又は解任（但し、下記に掲げる合併、株式交換及び株式移転に関する契約書に取締役の選任又は解任の規定が含まれる場合は、下記に従う。）

なお、当社定款上、一定の場合に非公的主体が当社の普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を保有していたもの又は保有していなかったものとみなす、というみなし規定が定められている。

#### 重要な資産の処分

当社又は当社子会社の重要な資産の処分等（「重要な資産の処分等」とは、処分の対価等が当社の直近の監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上の場合又は直近の連結財務諸表における連結売上高に対して当該資産による売上高の占める割合が100分の20以上の場合等をいう。）

#### 定款変更

（ ）当社の目的又は（ ）当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された甲種類株主総会における議決権を除く。）の付与に関する定款変更

#### 統合

- （ ）当社が消滅会社となる合併又は当社が存続会社となる合併であって、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を非公的主体が保有することとなるもの
- （ ）当社が完全子会社となる株式交換又は当社が完全親会社となる株式交換であって、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を非公的主体が保有することとなるもの
- （ ）当社の種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する新設持株会社の種類株式が当社の種類株主に付与されない株式移転又は当社の種類株主が当社の定款上有する権利と同等の権利を有する新設持株会社の種類株式が当社の種類株主に付与されることが、普通株主総会で承認決議された株式移転であっても、株式移転完了時点において当該新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を非公的主体が保有することとなるもの

なお、上記(i)から( )について、当社定款上、一定の場合に非公的主体が当社又は新設持株会社の普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を保有することとなる又は保有することとならないものとみなす、というみなし規定が定められている。

#### 資本の減少

当社株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本の額の減少

#### 解散

当社の普通株主総会決議による解散

#### (2) 普通株主総会議決権、利益配当金、残余財産分配、償還

法令に別段の定めがある場合を除き、甲種類株式は当社普通株主総会において議決権を有しません。利益配当、中間配当及び残余財産の分配については普通株式と同額となります。甲種類株式は種類株主から請求があった場合、又は甲種類株式が国若しくは国が全額出資する独立行政法人以外の者に譲渡された場合には当社取締役会の決議により償還されます。

ご注意：本記者発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものでも、日本におけるいかなる有価証券の公募を構成するものでもありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に米国内で公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。

#### 4. 割当先での甲種類株主総会における議決権行使等に関するガイドラインについて

甲種類株式の割当先である石油公団の業務方法書（石油公団法第 20 条に基づき、経済産業大臣の認可を受けた文書）及び業務方法書に基づき経済産業大臣の承認を得て制定された「国際石油開発株式会社甲種類株式の議決権行使の基準」においてガイドラインが設けられており、一定の場合にのみ甲種類株主総会における決議事項を否決することとされていることのほか、種類株主総会における何らかの対処をする場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けることとなっております。

#### 5. 石油公団解散後の甲種類株式及びガイドラインの取扱いについて

甲種類株式の割当先である石油公団は、平成 17 年 7 月 25 日までに解散することが予定されておりますが、甲種類株式は、石油公団の解散に伴い、国を含む公的主体に承継されるものと予想されます。甲種類株式を公的主体が承継した場合のガイドラインの取扱いについては、石油公団から、我が国のエネルギー政策に変更がない限りにおいて同公団廃止時に同公団のガイドラインと同様の内容で承継されるとの方針が示されています。なお、同方針は、経済産業省資源エネルギー庁からも確認されています。

#### 6. 割当先の概要

平成 16 年 9 月 30 日現在

割当予定先の氏名または名称	石油公団		
割当株数	1 株		
払込金額	平成 16 年 11 月 8 日（月）に決定する。		
割当先の内容	住所	東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 2 号	
	代表者の氏名	理事長 齊藤 真人	
	設置根拠法	石油公団法（昭和 42 年 7 月 29 日法律第 99 号）	
	事業の内容	石油公団所有資産の管理及び処分等	
当社との関係	出資	当社が保有している取得者の株式の数	該当事項ありません
	関係	取得者が保有している当社の株式の数	当社普通株式 1,036,032.75 株
	取引関係	（自平成 15 年 4 月 1 日至平成 16 年 3 月 31 日）	有価証券の取得
	人事関係		該当事項ありません

以上

ご注意：本記者発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものでも、日本におけるいかなる有価証券の公募を構成するものでもありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に米国内で公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。